

## 本校の学校生活

### Ⅰ 学校生活における校則について

学校生活における校則は、学校という集団生活の場で秩序を保ち、円滑な教育活動を行うために設けています。それらを理解し守ることは、自分や周りの人の安全や健康を守るだけでなく、社会のルールや常識を学ぶ良い機会にもなります。本校では次の3つの観点を大切に、校則を設定しています。

#### ① 深く学べる環境づくり

深く学べる環境をつくるためには、静かで集中できる教室づくりはもちろん、教育活動に見合う身だしなみであることが大切です。個人の行動は周りに影響を与えます。学校全体に良い影響を与えるような身だしなみや行動を意識して、本校での教育活動がより深くなる環境づくりを心掛けてください。

#### ② 地域に愛され続ける学校を目指して

本校がより良い教育活動が続けていくためには、本校に関わる企業や地域の方等の理解と協力が必要不可欠です。生徒が校則を守る姿は地域に安心感を与えることができます。本校が、地域の方から愛され続ける学校であり、より良い教育活動が続けるためにも、しっかりと校則を理解して行動しましょう。

#### ③ 安心・安全な学校づくり

服装や持ち物の規定は事故やトラブルを防ぎ、登下校のルールは交通安全に直結します。安心して学校生活を送るために、しっかりと校則を守りましょう。

本校では、校則について生徒や保護者との共通理解を図るため、生徒・保護者の代表及び教職員で組織された委員会で、規則の確認や議論をする機会を設けるとともに、校則の策定や見直しが必要な事項については意見を聴取するなど、絶えず積極的に検証・見直しを図るよう努めています。

### (Ⅰ) 身だしなみについて

TPOにあった身だしなみを心がける。

常に、端正・清潔な状態を心がける。

就職試験や進学試験等の面接に対応できる身だしなみとする。

本校における「華美でない」とは、無地（単色）で、色はグレー・紺・黒・茶を原則とし、学校生活に不必要な装飾が無いことをいう。

ア 本校指定の制服を正しく着用する。

イ 改造・加工された制服、すそ等が著しく破れたスラックス等は着用しない。

ウ カッターシャツの下は、目立たないシャツを着用する。

エ スカートは膝にしっかりとかかるように着用する。

オ 過度な整髪料等の使用や、パーマ、髪染め、脱色、化粧はしない。

カ ピアス、指輪、ネックレス等の装身具は身に着けない。

キ 通学に使用するバッグ、リュック等は華美でないものとする。ただし、部活動指定のバッグ、リュック等は可とする。

ク 華美なメガネ、カラーコンタクトレンズ等は使用しない。

ケ 通学靴は華美でないものとする（白も可）。ブーツ・サンダル類は使用しない。

コ 実習時は安全に配慮し、各学科の指示に従う。

サ 部活動がある場合、平日・休日を問わず、各部活動で定められたジャージ・学校指定の体操服での登下校も可とする。

シ 防寒着は、華美でないものとし、ブレザーの上から着用する。

ス タイツ・靴下は華美でないものとする。タイツは素肌の色に準じたものも可とする。

- セ 身だしなみ確認を定期的実施する。身だしなみに不備があった場合は、速やかに整える。
- ソ 身だしなみが著しく乱れ、改善が見られない場合は、保護者同席で面談を行う。
- タ 諸事情があれば学級担任及び生徒指導部に相談する。

(2) 学校内外における生活・諸注意について

挨拶を励行し、マナーを守る。

- ア 自ら進んで挨拶をする。
- イ 授業の始め・終わりは、身だしなみを整え、挨拶をする。
- ウ 教室移動時は決められた係の生徒が施錠し、移動後、教科担任に鍵を預ける。
- エ 授業中に施錠されている教室に戻る際は、教科担任等とともに向かう。
- オ 机、椅子、ロッカー、実習用機器、愛知県学習用パソコン(タブレット端末)等の使用
  - 公共の物品であることをよく認識し、大切に使用する。
  - 破損等がある場合は、速やかに学級担任または担当教員に報告する。
  - タブレット端末は、学習活動以外では使用しない。
  - タブレット端末等を許可なく校内で充電しない。
- カ 日頃より身の回りの整理整頓を心がけ、公共の美化に努める。
- キ 登下校時におけるマナー
  - 本校生徒として自覚と誇りをもち、良識に基づいた行動をする。
  - かけがえのない自他の生命を重んじ、交通規則を遵守し、交通事故防止に努める。
  - 商業施設や公共交通機関利用時には、迷惑行為のないようマナーを守る。
  - 歩行中のスマートフォン等の操作(歩きスマホ)や飲食はしない。

(3) 持ち物について

学校生活に必要なものは持ち込まない。

- ア 貴重品は、自らの責任において管理を徹底し、多額な金銭は持ち込まない。
- イ スマートフォン等電子通信機器について
  - 朝のST前の予鈴から帰りのST終了までは許可なく使用しない
  - 使用許可時間外は、電源を切り、カバンまたはロッカーにしまう。
  - 歩行中の操作(歩きスマホ)はしない。
  - 使用はマナー・モラルを守り、人を傷つける行為や迷惑行為をしない。
- ウ ゲーム機は持ち込まない。
- エ 弁当等のごみは、必ず各自で持ち帰る。
- オ ガムは持ち込まない。
- カ 校舎内用スリッパは学校指定のものとする。

(4) 遅刻について

ST開始時刻8:45(チャイム鳴り始め)に教室不在の場合は遅刻とする。  
ST開始の5分前には教室で着席できるように、時間に余裕をもって行動する。

- ア 遅刻した場合
  - 学校に到着後、生徒指導室に行き「遅刻届」を記入する。
  - 遅刻が多数の場合は、学級担任より保護者へ連絡をする。

(5) 早退の扱いについて

- ア 学級担任または養護教諭の許可を得て、「早退届」を記入し、下校する。
- イ 帰宅後、速やかに保護者(やむを得ない場合は本人)から学校(学級担任)へ連絡する。

(6) 外出の扱いについて

外出は原則認めない。やむを得ず外出が必要な場合は、担当教員の指示に従う。

(7) 自転車通学について

- ア 自転車通学許可願を提出するとともに自転車点検に合格した後、本校発行の許可シールを自転車に貼付する。
- イ 自転車通学者が使用する自転車は防犯登録を行い、賠償責任保険に加入する。
- ウ 自転車乗車時は、ヘルメットを着用する。
- エ 雨天時はレインコート等を着用し、傘差し運転をしない。
- オ 自転車乗車中のイヤホンの使用やスマートフォン等の操作をしない。

(8) 運転免許の取得について

- ア 本校在学中の「原付、自動二輪、自動車」の運転免許取得及び運転は認めない。  
ただし就職内定者については、3年生の11月1日以降に本校の許可を得た場合に限り自動車運転免許の取得を目的として、自動車学校に入校することができる。
- イ 四ない運動について  
愛知県では、県立高校において自動二輪車による交通事故防止のため、「四ない運動」として、

- |   |
|---|
| ① バイクの「免許を取らない」<br>② バイクを「買わない」<br>③ バイクに「乗らない」<br>④ バイクに「乗せてもらわない」 |
|---|

を展開しており、四ない運動を遵守する。

(9) アルバイトについて

アルバイトは原則認めない。

※ただし、特別な事情がある場合は、学級担任及び生徒指導部に相談する。

(10) 特別指導について

本校生徒として相応しくない行動や触法行為があった場合、特別指導とする。
-------------------------------------

特別指導に該当する行為の例

- ア 万引き、喫煙、飲酒(同席含む)等の法律に違反する行為
- イ 暴力行為、暴言、指導無視
- ウ 怠学(無断欠席等)
- エ 考査不正行為(カンニング)
- オ 無断運転免許取得
- カ 無断アルバイト
- キ 性非行、不健全娯楽(パチンコ等)
- ク 深夜徘徊
- ケ 器物破損
- コ その他、本校生徒として相応しくない行為